四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第11号

四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市指定地域密着型介護予防サービスの基準を定める条例(平成24年四日市 市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正後

Met. A

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応 型通所介護(特別養護老人ホーム等(特 別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和3 8年法律第133号)第20条の5に規 定する特別養護老人ホームをいう。以下 同じ。)、同法第20条の4に規定する 養護老人ホーム、病院、診療所、介護老 人保健施設、介護医療院、社会福祉施設 又は特定施設に併設されていない事業 所において行われる指定介護予防認知 症対応型通所介護をいう。以下同じ。)) の事業を行う者及び併設型指定介護予 防認知症対応型通所介護(特別養護老人 ホーム等に併設されている事業所にお いて行われる指定介護予防認知症対応 型通所介護をいう。以下同じ。)の事業 を行う者(以下「単独型・併設型指定介 護予防認知症対応型通所介護事業者」と いう。) が当該事業を行う事業所(以下

改正前

(従業者の員数)

第5条 单独型指定介護予防認知症対応 型通所介護(特別養護老人ホーム等(特 別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和3 8年法律第133号)第20条の5に規 定する特別養護老人ホームをいう。以下 同じ。)、同法第20条の4に規定する 養護老人ホーム、病院、診療所、介護老 人保健施設、社会福祉施設又は特定施設 に併設されていない事業所において行 われる指定介護予防認知症対応型通所 介護をいう。以下同じ。))の事業を行 う者及び併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護(特別養護老人ホーム等に 併設されている事業所において行われ る指定介護予防認知症対応型通所介護 をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以 下「単独型・併設型指定介護予防認知症 対応型通所介護事業者」という。) が当 該事業を行う事業所(以下「単独型・併 「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業所」という。)ごとに 置くべき従業者の員数は、次のとおりと する。

(1)から(3)まで (略)

2から7まで (略)

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の利用定員(当該共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において同時に共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護の提供を受 けることができる利用者の数の上限を いう。) は、指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所又は指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所にお いては共同生活住居(法第8条第20項 又は法第8条の2第15項に規定する 共同生活を営むべき住居をいう。) ごと に、指定地域密着型特定施設又は指定地 域密着型介護老人福祉施設(ユニット型 指定地域密着型介護老人福祉施設(指定 地域密着型サービス事業の人員、設備及 び運営に関する基準(平成18年厚生労 働省令第34号)第158条に規定する ユニット型指定地域密着型介護老人福 祉施設をいう。) 以下この項において同 じ。)を除く。)においては施設ごとに 1日当たり3人以下とし、ユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設におい

設型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業所」という。)ごとに置くべき従 業者の員数は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで (略)2から7まで (略)

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応 型通所介護事業所の利用定員(当該共用 型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業所において同時に共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護の提供を受 けることができる利用者の数の上限を いう。) は、指定認知症対応型共同生活 介護事業所、指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業所又は指定介護予防 認知症対応型共同生活介護事業所にお いては共同生活住居(法第8条第20項 又は法第8条の2第15項に規定する 共同生活を営むべき住居をいう。以下同 じ。) ごとに、指定地域密着型特定施設 又は指定地域密着型介護老人福祉施設 においては施設ごとに1日当たり3人 以下とする。

ではユニットごとに当該ユニット型指 定地域密着型介護老人福祉施設の入居 者の数と当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護の利用者の合計が1 日当たり12人以下となる数とする。

2 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の第1欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の第2欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の第3欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の第2欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介 指定認知症対応型 介 護予防小規 共同生活介護事業 護 所、指定地域密着 模多機能型 職 居宅介護事 型特定施設、指定 員 業所に第2 地域密着型介護老 欄に掲げる 人福祉施設、指定 施設等のい 介護療養型医療施 ずれかが併 設(医療法(昭和 設されてい 23年法律第20 5号) 第7条第2 る場合 項第4号に規定す

2 (略)

(従業者の員数等)

第44条 (略)

2から5まで (略)

6 次の表の第1欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の第2欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の第3欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の第2欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介 指定認知症対応型 介 護予防小規 共同生活介護事業 護 所、指定地域密着 模多機能型 職 居宅介護事 型特定施設、指定 員 業所に第2 地域密着型介護老 欄に掲げる 人福祉施設又は指 施設等のい 定介護療養型医療 ずれかが併 施設(医療法(昭 設されてい 和23年法律第2 0 5 号) 第 7 条 第 る場合 2項第4号に規定

る療養病床を有す る診療所であるも のに限る。<u>) 又は</u> 介護医療院

(略)

7から13まで (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホ ーム、老人デイサービスセンター(老人 福祉法第20条の2の2に規定する老 人デイサービスセンターをいう。以下同 じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定複合型サービス事業所(指定地域密 着型サービス基準第173条に規定す る指定複合型サービス事業所をいう。次 条において同じ。)、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業所等の従業者 又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8条第2項に規定する政令で定める者 をいう。次条、第72条第2項及び第7 3条において同じ。)として3年以上認 知症である者の介護に従事した経験を 有する者であって、別に厚生労働大臣が 定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介

する療養病床を有 する診療所である ものに限る。<u>)</u>

(略)

7から13まで (略)

(管理者)

第45条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホ ーム、老人デイサービスセンター(老人 福祉法第20条の2の2に規定する老 人デイサービスセンターをいう。以下同 じ。)、介護老人保健施設、指定認知症 対応型共同生活介護事業所、指定複合型 サービス事業所(指定地域密着型サービ ス基準第173条に規定する指定複合 型サービス事業所をいう。次条において 同じ。)、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所等の従業者又は訪問介 護員等(介護福祉士又は法第8条第2項 に規定する政令で定める者をいう。次 条、第72条第2項及び第73条におい て同じ。)として3年以上認知症である 者の介護に従事した経験を有する者で あって、別に厚生労働大臣が定める研修 を修了しているものでなければならな 11

(指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護事業所、指定介護事業所、指定介護事業所、指定介護事業所、指定介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスを経験を有する者又は保健医療サービスを経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定るる研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、サービスの提供体制の確 保、夜間における緊急時の対応等のた め、介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、介護医療院、病院等との間の連携及 び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指 定介護予防認知症対応型共同生活介護 を提供するために必要な知識及び経験 を有し、特別養護老人ホーム、老人デイ 護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、サービスの提供体制の確 保、夜間における緊急時の対応等のた め、介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、病院等との間の連携及び支援の体制 を整えなければならない。

(管理者)

第72条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指 定介護予防認知症対応型共同生活介護 を提供するために必要な知識及び経験 を有し、特別養護老人ホーム、老人デイ サービスセンター、介護老人保健施設、 介護医療院、指定認知症対応型共同生活 介護事業所等の従業者又は訪問介護員 等として、3年以上認知症である者の介 護に従事した経験を有する者であって、 別に厚生労働大臣が定める研修を修了 しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、身体的拘束等の適正化を 図るために、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対 策を検討する委員会を3月に1回以

サービスセンター、介護老人保健施設、 指定認知症対応型共同生活介護事業所 等の従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事し た経験を有する者であって、別に厚生労 働大臣が定める研修を修了しているも のでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 (略)

2 (略)

上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知 徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、 身体的拘束等の適正化のための研修 を定期的に実施すること。

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、サービスの提供体制の確 保、夜間における緊急時の対応等のた め、介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、介護医療院、病院等との間の連携及 び支援の体制を整えなければならない。

(記録の整備)

第85条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、利用者に対する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の提供 に関する次の各号に掲げる記録を整備 し、その完結の日から2年間保存しなけ ればならない。
 - (1)から(6)まで (略)
 - (7) 次条において準用する<u>第64条</u>第 2項に規定する報告、評価、要望、助 言等の記録

(協力医療機関等)

第83条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、サービスの提供体制の確 保、夜間における緊急時の対応等のた め、介護老人福祉施設、介護老人保健施 設、病院等との間の連携及び支援の体制 を整えなければならない。

(記録の整備)

第85条 (略)

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、利用者に対する指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の提供 に関する次の各号に掲げる記録を整備 し、その完結の日から2年間保存しなけ ればならない。
 - (1)から(6)まで (略)
 - (7) 次条において準用する<u>第62条</u>第 2項に規定する報告、評価、要望、助 言等の記録

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護・高齢福祉課)